

運転免許取得についての校則を見直し、以下、3つの規定を定める。

- 1 【免許取得に関する規定】
- 2 【学校教育活動に関する単車等の使用の規定】
- 3 【通学に関する規定】

1 【免許取得に関する規定】

- 1 免許を取得する場合、事前に生活指導部に申し出ること。
- 2 免許取得に関しては学校の教育活動に支障をきたさない日程で、講習・試験を受けること。学校を遅刻・早退・欠席して講習等を受けた場合、特別指導の対象とする。
- 3 免許取得後は速やかに生活指導部に報告すること。学校における単車等の使用規定を確認するとともに、学校が指示する安全講習を受けること。
- 4 報告を失念し、免許を取得した場合、生活指導部長より説諭する。

2 【学校教育活動に関する単車等の使用の規定】

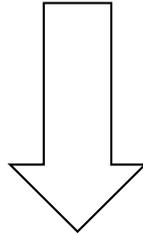
- 1 教育活動に関する使用(通学・部活動・校外での学校行事等)は原則認めない。
- 2 教育活動に関する以外での使用は、保護者責任のもと道路交通法を遵守し、安全に十分留意して使用すること。
- 3 通学困難な場合(下の3【通学に関する規定】1を参照)で、通学に単車等の使用を希望する場合、原動機付自転車(以下、原付)のみを許可する。ただし、許可するかどうかは生活指導部で検討、判断し、学校長より許可を得ること。
- 4 通学に使用を許可されていない生徒の学校教育活動に関する単車等の使用が発覚した場合、特別指導の対象とする。
- 5 通学において原付の使用を許可された生徒について、許可区間外での使用が発覚した場合、特別指導の対象とする。

3 【通学に関する規定】

- 1 「通学困難な場合」とは、自宅から公共交通機関の最寄り駅まで6 km以上あることまたは6 km未満であるが通学路の悪条件等をいう。
- 2 「許可区間」とは、自宅から公共交通の最寄り駅までの区間をいう。
- 3 教育活動において、原付以外の単車及び自動車等の使用については、通学許可生である場合でも認めず、特別指導の対象とする。

免許取得、使用に関する流れ

運転免許取得を希望



- ・事前に生活指導部に申し出た場合→免許取得後、学校における使用規則等の確認・安全講習
- ・報告せず免許取得した場合→生活指導部長より説諭、学校における使用規則等の確認・安全講習
- ・免許取得に関する怠学が発覚した場合→特別指導の対象

通学に使用する
場合



- ・該当者のうち希望生徒は生活指導部に申し出る。
- ・許可された生徒は保護者同意書、許可願の2つを記入し、生活指導部へ提出。
- ④ただし、使用は原付に限る。
- ・区間外で使用した場合 → 特別指導の対象

通学に使用しない
場合



- ・学校教育活動に関する使用をしないことの確認書を記入、生活指導部へ提出。
- ・学校教育活動に関する使用が発覚した場合
→ 特別指導の対象
- * 学校教育活動とは通学・部活動・校外での学校行事等のこと。